



島根県報

平成24年4月13日（金）

第2,383号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産課) 2

【告 示】

消費生活用製品安全法第41条第4項の規定による身分証明書の様式の廃止 (環境生活総務課) 4

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障がい福祉課) 4

障害者自立支援法の規定による指定障害者支援施設の指定 (") 7

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所の (") 7

所在地の変更

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出 (") 8

障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (") 8

土地改良事業変更施行の認可 (農村整備課) 8

補助金等交付規則第3条の規定により新植支援事業補助金の交付の対象等を定める告示 (森林整備課) 8

る告示

内水面における遊漁規則の変更の認可 (水産課) 9

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (") 10

地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 10

【訓 令】

建築基準法令取扱手続の廃止 (建築住宅課) 11

【公 告】

公共測量の終了 (用地対策課) 11

【公安告示】

空港保安警備業務1級及び2級検定の実施 (警察本部) 11

【内水面漁管委告示】

平成24年度水産動植物の増殖計画 14

公布された条例等のあらまし

◇島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

(1) 次に掲げる法律に基づく認定を受けた者が経営等改善資金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例等を定めることとした。（第7条・別表関係）

ア 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

イ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(2) 経営等改善資金について、貸付けの内容及び貸付限度額を改めることとした。（別表関係）

(3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「(1)」を「前号」に改め、同条第2項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第4項中「替えて」を「代えて」に改め、同条第6項中「施設」を「施設等」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、これらを漁業協同組合 J F しまね（以下「J F しまね」という。）の本所、支所又は出張所を経由して知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第13条第2項に規定する資金の貸付けを受けようとする場合（以下「認定農商工連携事業の場合」という。）にあつては、同法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を記載した書類の写し

(3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第10条に規定する資金の貸付けを受けようとする場合（以下「認定生産製造連携事業の場合」という。）にあつては、同法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を記載した書類の写し

(4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第11条第2項に規定する資金の貸付けを受けようとする場合（以下「認定六次産業化事業の場合」という。）にあつては、同法第6条第3項の認定総合化事業計画を記載した書類の写し

第7条第2項中「事業計画書」を「前項に掲げる書類」に改める。

第8条第1項中「参しゃくして」を「参酌して」に改める。

別表第1号の表第1号貸付けの内容の欄中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) サイドスラスタの設置費用

別表第1号の表第1号貸付限度額の欄中「500,000円」の次に「、サイドスラスタを設置する場合にあつては1台に

つき4,000,000円)を加え、同号償還期間等の欄中「、9年以内(据置期間1年以内)」を「9年以内(据置期間1年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内)」に改め、同表第2号貸付けの内容の欄中(4)から(6)までを削り、(7)を(4)とし、(8)を(5)とし、(9)を(6)とし、同欄に次のように加える。

- (7) 漁獲物等処理装置の設置費用
- (8) 海水冷却装置の設置費用
- (9) 海水殺菌装置の設置費用
- (10) 漁業用ソナーの設置費用
- (11) カラー魚群探知機の設置費用
- (12) 潮流計の設置費用

別表第1号の表第2号貸付限度額の欄中「1セットにつき800,000円」を「1件につき5,000,000円」に改め、「、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき5,000,000円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき1,500,000円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき1,800,000円」を削り、「700,000円(ただし、沿岸漁業改善資金助成法の施行について(昭和54年4月27日付け54水研第613号。以下「施行通知」という。)第3の3の(1)の水産庁長官が定めるものに該当する場合にあつては、3,000,000円)」を「5,000,000円」に改め、「4,000,000円」の次に「、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき5,000,000円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき1,800,000円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき3,000,000円、漁業用ソナーを設置する場合にあつては1台につき5,000,000円、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては1台につき1,500,000円、潮流計を設置する場合にあつては1台につき5,000,000円」を加え、同号償還期間等の欄中「、9年以内(据置期間1年以内)」を「9年以内(据置期間1年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内)」に改め、同表第3号貸付限度額の欄中「1,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号償還期間等の欄中「、9年以内(据置期間1年以内)」を「9年以内(据置期間1年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内)」に改め、同表第4号償還期間等の欄中「、9年以内(据置期間1年以内)」を「9年以内(据置期間1年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内)」に改め、同表第5号償還期間等の欄中「、5年以内(据置期間2年以内)」を「5年以内(据置期間2年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては5年以内(据置期間3年以内)」に改め、同表第6号償還期間等の欄及び第7号償還期間等の欄中「、12年以内(据置期間3年以内)」を「12年以内(据置期間3年以内を含む。)、認定農商工連携事業の場合及び認定六次産業化事業の場合にあつては12年以内(据置期間5年以内)」に改め、同表第8号貸付けの内容の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、同号貸付限度額の欄中「、滑り止め」及び「、船上トイレを設置する場合にあつては300,000円」を削り、同号償還期間等の欄中「貸付けの内容の欄の(1)から(4)までについては」及び「、同欄の(5)については3年以内」を削り、同表第9号貸付けの内容の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)及び(4)を削り、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、(7)を(4)とし、同欄に次のように加える。

- (5) 小型漁船緊急連絡装置の購入費用

別表第1号の表第9号貸付限度額の欄中「膨張式救命いかだを購入する場合にあつては1台につき500,000円、」及び「、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎」を削り、「650,000円」の次に「、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては1件につき1,300,000円」を加え、同号償還期間等の欄中「から(5)まで」を「及び(2)」に、「(6)及び(7)」を「(3)から(5)まで」に改め、同表第10号貸付けの内容の欄中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、同号貸付限度額の欄中「、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置」を削り、同表中第13号を削り、第14号を第13号とする。

様式第2号(1)中

「

千円	千円	千円	を
----	----	----	---

「

千円	千円	千円
----	----	----

 に
 (注) 別紙の収支計画及び償還計画を添付すること。
 」

改める。

様式第2号(2)中「収支計画」の次に「及び償還計画」を加える。

様式第2号(3)及び様式第2号(4)中「及び別紙の収支計画」を「並びに別紙の収支計画及び償還計画」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられた沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第243号

消費生活用製品安全法第41条第4項の規定による身分証明書の様式（平成22年島根県告示第338号）は廃止し、平成24年4月13日から施行する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第244号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社江友	共同生活援助	白濁ハウス	松江市灘町139-12	平成24年 3 月 1 日
株式会社ユニティー	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション 心暖	松江市玉湯町湯町190-1	平成24年 1 月 1 日
株式会社あゆみ	共同生活介護 共同生活援助	あゆみの里	飯石郡飯南町頓原1070番地	平成24年 2 月 1 日
社会福祉法人希望の里 福祉会	就労移行支援 就労継続支援B型	障がい者就労支援事業 所 のぞみの里	益田市横田町2080番地	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人ひらた福 祉会	就労移行支援 就労継続支援B型	障がい者就労支援事業 所 エルパティオ三葉 園	出雲市東郷町175番地 4	平成24年 2 月 1 日
アースサポート株式会 社	居宅介護 重度訪問介護	アースサポート松江	松江市古志原一丁目 6 番 1 号	平成24年 2 月 1 日

	同行援護			
医療法人社団正心会	短期入所	医療法人正心会 暖暖の家	松江市下東川津町251-1	平成24年2月1日
社会福祉法人若幸会	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 わこうの里	松江市東出雲町錦浜583-3	平成24年4月1日
社会医療法人清和会	同行援護	スマイルヘルパーステーション	浜田市港町293-2	平成24年4月1日
社会福祉法人みずうみ	短期入所	シリウス苑	松江市法吉町624-1	平成24年3月1日
特定非営利活動法人IZUMO自立支援センター	児童デイサービス	すだちクラブ	出雲市大津新崎町1-50-7	平成24年3月1日
バック島根株式会社	就労継続支援B型	ハートボックス	松江市黒田町460-11	平成24年3月1日
特定非営利活動法人さくらんぼのお家	就労継続支援B型	さくらんぼのお家	江津市桜江町谷住郷1713	平成24年4月1日
社会福祉法人ぴゅあ	生活介護	生活介護ぴゅあ松原	浜田市松原町277番地9	平成24年4月1日
社会福祉法人ぴゅあ	共同生活介護	ぴゅあほーむ	浜田市内村町794番地1	平成24年4月1日
社会福祉法人ぴゅあ	短期入所	ぴゅあショート	浜田市内村町794番地1	平成24年4月1日
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	同行援護	訪問介護事業所みとや	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	平成24年4月1日
社会福祉法人雲南市社会福祉協議会	同行援護	訪問介護事業所おおぎ	雲南市大東町大東1038番地	平成24年4月1日
有限会社三晃	同行援護	有限会社三晃	浜田市下府町1579-2	平成24年4月1日
社会福祉法人仁寿会	短期入所	障害者支援施設 山楽園	雲南市掛合町松笠2154番地1	平成24年4月1日
サンキ・ウエルビィ株式会社	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	サンキ・ウエルビィ介護センター秋鹿	松江市岡本町1041番地1	平成24年4月1日
医療法人青葉会	共同生活介護 共同生活援助	あおば	松江市上乃木1-2-12	平成24年4月1日
株式会社あゆみ	就労継続支援B型	あゆみの里	飯石郡飯南町頓原1070	平成24年4月1日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	同行援護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江社協介護センター	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	平成24年4月1日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	同行援護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松南介護センター	松江市八雲町西岩坂355-1	平成24年4月1日
社会福祉法人松江市社会福祉協議会	同行援護	社会福祉法人松江市社会福祉協議会 八束介護センター	松江市八束町波入1933	平成24年4月1日
特定非営利活動法人サ	就労継続支援B型	わんぱく大使館	出雲市東福町156番地1	平成24年4月1日

ポートセンターどりーむ				
社会福祉法人いわみ福祉会	短期入所	桑の木園	浜田市金城町七条ハ559-2	平成24年 4 月 1 日
有限会社高村	居宅介護	サンガーデン輝らら☆訪問介護事業所	浜田市金城町今福1473-1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人四ツ葉福祉会	短期入所	指定障害者支援施設 四ツ葉園	松江市古志町1551番地 4	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人四ツ葉福祉会	生活介護 就労継続支援B型	多機能型事業所 アクティブ99	松江市古志町718番地 1	平成24年 4 月 1 日
特定非営利活動法人あすのひかり	就労継続支援A型	特定非営利活動法人あすのひかり	松江市八幡町882番地 2	平成24年 4 月 1 日
株式会社フラワー	就労継続支援A型	就労支援事業所 花はな	出雲市斐川町莊原2222番地 4	平成24年 4 月 1 日
株式会社だんだん工房	就労継続支援A型	株式会社 だんだん工房	松江市鹿島町御津351-1	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	コミュニティハウスはしま	安来市飯島町字川尻1514番地	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	就労移行支援 就労継続支援B型	ふれあい工房ふれんど	安来市飯島町字川尻1514番地	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	共同生活援助	コミュニティハウスあさひ	安来市安来町927番地 2	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	短期入所	コミュニティハウスあさひ	安来市安来町927番地 2	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	共同生活援助	コミュニティハウスにしき	安来市飯島町字川尻1514番地	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	生活介護	コミュニティハウスにしき	安来市飯島町字川尻1514番地	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人島根整肢学園	療養介護 短期入所	安養学園	江津市渡津町1926	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人若幸会	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援B型	多機能型事業所 わこう苑	松江市東出雲町下意東3148番地 1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人若幸会	共同生活介護 共同生活援助	一体型指定共同生活介護事業所等 わこう苑	松江市東出雲町下意東3148番地 1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人若幸会	短期入所	わこう苑ショートステイ	松江市東出雲町下意東3148番地 1	平成24年 4 月 1 日
医療法人正光会	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	自立訓練施設 松の実寮	益田市高津四丁目24番 4 号	平成24年 4 月 1 日

	短期入所			
社会福祉法人島根整肢学園	生活介護	多機能型事業所 いくま	松江市東生馬町15番地 1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人島根整肢学園	療養介護 短期入所	療養介護事業所 松江療育園	松江市東生馬町15番地 1	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第245号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人みずうみ	生活介護	シリウス苑	松江市法吉町624-1	平成24年 3 月 1 日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設 厚生センター東雲寮	松江市上乃木7-1-28	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人仁寿会	生活介護	障害者支援施設 山楽園	雲南市掛合町松笠2154番地 1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人いわみ福祉会	生活介護	桑の木園	浜田市金城町七条ハ559-2	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人四ツ葉福祉会	生活介護	指定障害者支援施設 四ツ葉園	松江市古志町1551番地 4	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人親和会	生活介護	障害者支援施設 さざなみ学園	出雲市神西沖町2534-2	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人邑智福祉振興会	生活介護	くるみ学園	邑智郡邑南町中野3595番地18	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人山陰家庭学院	生活介護	障害者支援施設 松江学園	松江市島根町大芦5707	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人いわみ福祉会	生活介護	こくぶ学園	浜田市上府町イ2589	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第246号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係るサービス事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
特定非営利活動法人松江あけぼの会	就労継続支援B型	松江あけぼの作業所	松江市西川津町825番地 5	松江市西川津町2652番地13	平成24年 1 月 4 日

島根県告示第247号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人桑友	就労継続支援A型	まるべりー松江	松江市天神町93	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人はびねす福祉会	自立訓練（生活訓練） 自立訓練（機能訓練）	益田市障害者福祉センターあゆみの里	益田市横田町2087番地1	平成24年 4 月 1 日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	柿木村ホームヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町柿木村柿木80番地	平成24年 4 月 1 日
社会医療法人昌林会	共同生活援助	コミュニティハウスはしま	安来市飯島町字川尻1514番地	平成24年 4 月 1 日

島根県告示第248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項第5号の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第51条第4号の規定により告示する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
株式会社いずみ	居宅介護	株式会社いずみ	松江市西川津町491-11	平成24年 3 月31日

島根県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により土地改良事業の変更施行を認可したので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
安来市土地改良区	中海干拓地安来工区国営中海土地改良事業（干拓）に伴う施設維持管理事業	平成24年 4 月 4 日

島根県告示第250号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、新植支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により造林新植支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第520号）は、廃止する。

平成24年 4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

新植支援事業補助金

2 交付の目的

造林意欲の低下した森林所有者に対し、植林に係る初期投資を軽減することにより、造林意欲を喚起させ、森林及び木材の循環利用システムの推進を図り、森林の公益的機能の保持及び安定的な林業経営を支援すること。

3 交付の対象である事業の内容等

交付の対象である事業の内容	補助対象経費	補助事業者	交付の率
木材生産団地内の伐採跡地への植栽	植栽に係る費用	造林事業により新植を行う者	造林事業における標準経費の16パーセント以内

注1 木材生産団地とは、知事が別に定める新たな農林水産業・農山漁村活性化計画に基づき設定された木材生産団地をいう。

2 造林事業とは、知事が別に定める事業をいう。

島根県告示第251号

漁業法（昭和24年法律第267号）129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成24年 4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 益田市神田町イ614

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

禁止区域の変更。

（変更前）

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
あゆ友釣 イ.を除く 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域。	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ロ～ハ（略）	（略）	（略）	（略）
あゆ友釣 ニ.を除く 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同町同、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ホ～チ（略）	（略）	（略）	（略）
あゆ友釣		鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400	8月14日午前5時から正午

リ.を除く 全漁法	高津川	m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	までを除く5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ〜ク(略)	(略)	(略)	(略)

(変更後)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
あゆ友釣 イ.を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域。	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ロ〜ハ(略)	(略)	(略)	(略)
あゆ友釣 ニ.を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同町同、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ホ〜チ(略)	(略)	(略)	(略)
あゆ友釣 リ.を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ〜ク(略)	(略)	(略)	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年4月13日

島根県告示第252号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（えびびき網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可及び起業の認可の申請期間

平成24年4月13日から平成24年4月20日まで

島根県告示第253号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
鹿足郡津和野町	平成21年度〜23年度	31枚	1冊	富田二Ⅲ	平成24年4月5日
鹿足郡津和野町	平成19年度〜23年度	31枚	1冊	豊稼①	平成24年4月5日

仁多郡奥出雲町	平成20年度～23年度	31枚	3冊	横田 2	平成24年 4 月 5 日
松江市	平成19年度～23年度	15枚	1冊	野原②	平成24年 4 月 5 日
鹿足郡津和野町	平成21年度～23年度	16枚	1冊	中座工区③	平成24年 4 月 5 日

訓 令

島根県訓令第10号

土 木 部
隠 岐 支 庁
県土整備事務所

建築基準法令取扱手続（昭和33年島根県訓令第5号）は廃止し、平成24年 4 月 13 日から施行する。

平成24年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年 4 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
平成23年 9 月 23 日から平成24年 3 月 21 日まで
- 3 作業地域
益田市 高津川直轄管理区間

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第43号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成24年 4 月 13 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
	空港保安警備業務 1 級	学科試験	
実技試験		平成24年 9 月 29 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成24年 7 月 20 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	10人程度

実技試験	平成24年 9 月 8 日 (土) 午前 8 時30分から午後 5 時まで
------	---------------------------------------

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1 級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」とい

う。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務 2 級

ア 島根県内に住所を有する者

イ 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成24年6月4日(月)から同月8日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務 1 級

a 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

b 添付書類

(a) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(b) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(c) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(d) 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(e) 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務 2 級

a 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

b 添付書類

(a) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(b) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(c) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成24年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成24年 4月13日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

1 水産動植物放流計画

河 川 名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号			17		68						
宍道湖			500		1,700	600			4,100	400	
内共第2号	170.7		12.6		8			22.5			5.5
斐伊川	1,155		252		120			570			110
内共第3号	302.1		10		5.5		1.1	9.8			5.8
神戸川（下流）	2,450		250		66		10	265			115
内共第4号	19.2		2		1.2			6			0.5
神戸川（上流）	200		50		14			240			10
内共第5号					6						3
神西湖					60					10	40
内共第6号	2,000		12		10		5	10			50
江の川	10,000		400		100		250	80			35
内共第7号	356		1.7					30			
八戸川	2,700		50					300			
内共第8号	85		3.3					31.6			3.3
周布川	850		100					800			100
内共第9号	110		1.2					4			1
三隅川	495		30					62			20
内共第10号	800		2.5					90			10
高津川	3,600		150					950			1
総 計	3,843		62.3		98.7		6.1	203.9			79.1
	21,450	0	1,782	0	2,060	600	260	3,267	4,100	410	431

2 産卵場造成計画

(面積 : m²)

河川 \ 魚種	あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川		115	
内共第3号 神戸川(下流)	1,000		
内共第6号 江の川			3,000
内共第9号 三隅川	1,000		
内共第10号 高津川	6,000		500